

【招待論文】

タイにおける法学教育の発展と平準化¹

Development and Standardization of Legal Education in Thailand

関西大学 教授

西澤 希久男

Kansai University Professor

Kikuo Nishizawa

要旨

本稿は、タイの法学教育の発展と近年の動きである平準化について検討することを目的としている。

タイは、開国後における法制度構築、運営において西洋法の影響を受けてきたため、西洋法の知識を有する人材を育成することが必須となり、そのため体系的な法学教育が開始された。法学教育は高等教育機関において実施されているため、法学教育の拡大は、高等教育機関設置の拡大に依存していた。

近年の法学教育の拡大とグローバル化の影響により、法学教育の質の保証が求められることとなったが、教授内容の質を求めるあまり、教員の資格要件の設定、平準化された、裁量の少ないカリキュラムを導入したため、担い手の確保の困難が予想され、地方の法学教育の縮小が懸念される。

¹ 本稿は、「法整備支援重点対象国における法学教育」（2015年度～2018年度科学研究費補助金 基盤研究（B）（海外学術調査）（課題番号：15H05176）研究代表者：四本健二）研究成果報告書（2019年3月）に補論として掲載された「タイの法学教育」（89-97頁）に加筆・修正したものである。

Abstract

The purpose of this article is to analyze development and standardization of legal education in Thailand.

As Thailand had influence of occidental law in establishing legal system and operating it, it was essential to foster legal expert with knowledge of occidental law. Therefore, systematic legal education was started in Thailand. Expansion of legal education in Thailand depends on expansion of higher education institutions in rural area.

Expansion of legal education in rural area and influence of globalization in recent years request quality assurance of legal education. To respond this, Thai government provides qualification requirements for lectures and qualification framework for legal education. As a result, there is over the reduction of legal education in rural area due to the difficulty of securing lecturers who work higher educational institutions in rural area.

I はじめに

タイは、アジアにおいて植民地化を免れた数少ない国である。独立を保つことができた要因は様々であるが、中央集権化を図る中で、行政、司法の面で近代化を推進していったことは重要である。独立を維持することはできたタイであったが、日本と同様に欧米列強との間に不平等条約を締結しており、不平等条約改正のためには、司法制度の西洋化＝近代化が求められていた。欧米列強からの干渉を防ぐためにも、国家制度の近代化は必須であった。

欧米列強からの干渉や圧力はありながらも、植民地化を免れたことにより、タイは制度構築で主体性を持つことができた。それゆえ、外国の事例を参考にし、外国人顧問の力を借りながらも、タイは独自に近代化を推進することができた。

また、第二次世界大戦後において、東南アジア大陸部の数多くの国が社会主義を経験する中で、タイは社会主義国となることもなかった。それゆえ、法律に関する根本的な思想変更を受けることなく、開国以後の法制度構築の流れで進んでいる。しかしながら、アメリカの影響は様々な面で大きく、法制度も例外ではない。また、近年のグローバリゼーションは、様々な分野で干渉し合い、その影響から完全に離脱することは非常に困難となっている。

タイは、開国後、国家の建設・運営の過程で、外部からの影響を絶え間なく受け、それは現在まで続いている。国家建設、運営において重要なものの1つは法律に対する知識である。法律に対する知識がなければ、制度設計、運営、改善はできないため、法律について知識を有する人材を育成することは、国家にとって欠かすことのできない作業である。それゆえ、法学教育がどのように進展していったかを検討することは、国家の成り立ち、変遷を考える上で非常に重要な視点を提供するものと考えられる。

そこで、本稿では、タイにおける法学教育について、その歴史の変遷を概説するとともに、法学士養成に大きな影響を与えることとなる、標準カリキュラムについて、その内容を検討していく。

II 開国後における近代化と法学教育

タイは、1855年にイギリスとの間に、通称「バウリング条約」と呼ばれる友好通商条約を締結した。本条約の内容は、王室独占貿易の廃止、領事裁判権の承認、関税自主権の放棄が主なものであった。その後、タイは、フランスやアメリカ等の欧米列強との間に、同様の内容の条約を締結した。領事裁判権の承認、関税自主権の放棄を含む条約は、通常、不平等条約と認識され、日本では、「外圧」により締結したと考えられているが、タイでは、イギリスの開国圧力の結果ではなく、むしろイギリスとの貿易を通じて経済的利益を享受しようとする意図があったとされる²。また、前近代のタイが、原理的には人的結合に基づく支配を基礎としていることから考えれば、属人的裁判管轄である領事裁判権を導入することは自然なことであり³、領事裁判権に対する認識が異なることもあり得ることも示している。

欧米列強との間の条約締結を契機に開国をしたタイは、その後近代的＝西欧的な制度を導入して国家建設を進めていくこととなる。これは、押し寄せてくる植民地化の波をくぐり抜けるためには必須であった。近代的な制度構築は多方面に及んだが、その1つとして

² 永井史男「外圧なき開国（二）――十九世紀シヤムにおける近代化の開始に関する一考察」法学論叢 136 巻 1 号 58 頁（1995 年）。

³ 飯島明子「タイにおける領事裁判権をめぐる保護民問題の所在」東南アジア研究 14 巻 1 号 75 頁（1976 年）。

教育制度を挙げることができる。これは、国家運営の担い手を養成するためには必要であり、どの国も当然着手するものである。

欧米列強との間の条約締結に関連して、当初は条約の不平等性が問題とならなかったが、問題を認識させる直接的な契機となったのは、フランスによる保護民政政策の拡大である。これにより、条約改正の必要性をタイに認識させるようになった。保護民問題を解決するためには条約改正が必要となるが、それは西欧法に基づく法制度の構築を意味する。そのため、制度構築にも、構築後の運用においても、西欧法の知識が必須となる。そのため、法学教育の需要は高まることとなった。

以下では、先ず、開国後の近代化について概観するとともに、近代化過程における司法制度及び法学教育の発展について検討する。

1 開国後における近代化と司法制度

欧米列強との間に条約を締結したラーマ4世（モンクット王、在位1851-1868年）の治世では、国家制度改革はあまり進展しなかった。改革が進展するのは、「近代化の父」と呼ばれ、現在のタイにおいても人民から尊敬を集めているラーマ5世（チュラーロンコーン王、在位1868-1910）の治世である。しかし、彼が国王となってすぐに改革を実行したわけではない。彼が王位についたのは15歳の時であり、即位当初は摂政が置かれていたし、摂政がいなくなったあとも、摂政と結びついた保守派の力は依然として強かった。それが表れたのは、「国政評議会」と「枢密院」の創設の場面である。両機関の創設は、改革を推進する目的を有していたが、逆に国王側の若手改革派と前摂政側の保守派の間の争いを惹起し、1874年12月の「前宮事件」を招くこととなった。「前宮事件」とは、国王派に激しく攻撃されたウィチャイチャン副王が前宮に私兵を集合させたことによって始まった事件である。彼は、イギリスを頼ったのであるが、イギリスは内政問題として援助しなかったため、副王は自己の身分制限を受け入れ、自己の宮殿に戻ることで事件は終結した⁴。国王側は、保守派の蜂起を食い止めることはできたが、支払った代償も大きかった。事件前の18ヶ月間に発表され、断行された改革の多くは廃止され、また国政評議会及び枢

⁴ DAVID K. WYATT, THAILAND A SHORT HISTORY (2nd Edition) (Silkworm book, 2004) at 178.

密院の活動は停止され、司法制度もほぼラーマ 5 世就任時の 1868 年の状態に戻ってしまった⁵。

1882 年以降、保守派の有力者の死亡・引退によってラーマ 5 世らの改革派の力が増大して改革が進めやすくなったが、同時に改革を進めざるを得ない外的要因もこの時期に発生した。それは、隣の強国ビルマのアウンパヤー朝が、イギリスとの戦いにより滅亡したことである。タイにとって、アユタヤ王朝滅亡の直接的な原因となったのは、アウンパヤー朝との戦争での敗北であった。そのアウンパヤー朝が、イギリスとの戦争で呆気なく敗北してしまったのである。

ラーマ 5 世は、アウンパヤー朝の滅亡を深刻に受け止め、当時、フランスに駐在していたヨーロッパ特命全権公使プリッサダーン親王に、ヨーロッパ勢力に対してどのように対処すればよいか率直に意見を述べるように訓令した。プリッサダーン親王は、それに応えて、1885 年に「国家体制改革に関する王族及び官僚による建白書」を上奏した。そこでは、世界に通用する法体制を持つことが、国の安全を守ることであり、ヨーロッパの近代的な制度にならって、立憲君主制と議会制度の樹立を建白した。同年 3 月、バンコクにおいても、陸軍の近代化に尽力したチャムーン・ワイウォーラナートによって建白書が出され、そこでは日本の「富国強兵」を見習うことを上奏していた。これら 2 つの建白書に対して、ラーマ 5 世は、統一と指導が必要なこの時期に議会制度を導入することは、国家を弱体化させるものであるとし、政治改革は必要としながらも、喫緊の問題として、将来の立法者となるべく適切な人材の必要性を挙げた⁶。1885 年の建白書に影響されたのか、同年ラーマ 5 世は、テーワウォン親王に、ヨーロッパ諸国政府の統治機構を研究、報告することを命じた。同親王は、帰国後、内閣制度の創設を進言したが、すぐには実施されなかった。実際に行政機構の改革が開始したのは、1892 年のことであった。

この 1892 年というのは、タイにおいて総合的な改革が開始された年である。行政機構の大改革が行われ、旧来の 6 局を省に移行させ、かつ新たに 6 省を加えて、12 省体制がとられた。その際に司法省も設置された。そして、同じ布告により、いままで中断していた

⁵ ID. at 179.

⁶ ID. at 185.

裁判所諸改革が7つの新しい裁判所の開設によって開始された⁷。この年以降、裁判所の新設・統合が頻繁に行われた。再度始まった裁判所制度改革では、1908年の裁判所構成法の制定により、控訴裁判所、刑事裁判所、民事裁判所、国際裁判所、マジストレート裁判所がバンコクに設置され、地方には、モンthon裁判所、ムアン裁判所、クエーン裁判所が設置され、それらは司法省の下に置かれた。1912年には、最高裁判所も司法省の下に配置された。

2 開国後における法学教育の発展

タイにおける体系的な法学教育の始まりは、法律学校の設立を待たなければならない。法律学校の設立までは、法に関する役職に就く者からの個人的伝達によって行われていたようである⁸。

法律学校創設の契機は、不平等条約に基づく領事裁判権の廃止の考えに由来する⁹。1855年の通称「バウリング条約」締結後、タイは欧米列強との間に不平等条約を締結していた。その結果、欧米列強は領事裁判権を有し、その恩恵は、自国民のみならず、植民地化された国及び保護国化された国の国民にまで及んでいた。つまり、イギリスならば、イギリス領内の中国人、インド人、ビルマ人、ラオ人であり、フランスの場合は、フランス領内のアンナン人、ラオ人、カンボジア人などであった。保護の原則からいえば、当然、自国、植民地、保護国から来た者だけに限られるこの保護が、政策により拡大されて適用されることとなった。それは、フランスが採用したものであった。イギリスのタイに対する影響力がある状況下で、1896年の英仏宣言により、武力行使が不可能となり、武力行使以外の方法で影響力を行使する必要があった。そこで考案されたのが、保護民登録の拡大であった。つまり、バンコクに多数居住し、かつ犯罪の多くに関与している中国人を保護

⁷ DAVID E. ENGEL, *LAW AND KINGSHIP IN THAILAND DURING THE REIGN OF KING CHULALONGKORN* (Vols. 9, Michigan Papers on South and Southeast Asia) (Centre for South and South East Asian Studies, 1975) at 67.

⁸ Dutsadi Lilamian, *Kansueksakotmainaiprathetthaikonkanphthruprabopkotmailaesan*, NETIBANDITSAPA 100Pi RONGRIANKOTMAI (NETIBANDITSAPA, 1997)

⁹ PANOM IAMPRAYUN, *THITHUNGPHRARACHATANPLENGSOP* (WINYUCHON, 2002) at 158.

民として登録し、タイの司法権が及ばないようにすることにより、タイにおけるフランスの影響力を増大させようとしたのである。

このような考えの下で採用された保護民拡大政策の中で、フランス領事は裁判において公正な判決を下さなかったために、タイ警察も犯罪者がフランス保護民の場合は、逮捕してもそのまま放免するといった事態が生じた¹⁰。さらに、問題は治安上だけではすまなかった。裁判を有利にするため、タイ人自身がフランスの保護民として登録するようになった¹¹。また、タイ人の保護民登録は、徴兵などの義務を逃れるためにも利用された¹²。この事態は、国民国家建設を進めるタイ政府に大きな憂慮を与えた。保護民登録政策は、ドゥフランスが考えたようにタイに対するフランスの圧力の主要な手段となった。上記のような問題に直面して、タイ政府は領事裁判権の問題性を強く認識し、領事裁判権改正のために、法典編纂と法律家の養成の必要性を認識した。

法律家の養成については、ベルギー人であり、初代総務顧問のギュスターヴ・ローラン＝ジャックマンがラーマ 5 世に対して、法律の制定及び司法裁判所の管理をよりよくするために必要であることを奏上していた。ギュスターヴ・ローラン＝ジャックマンは、ブリュッセル大学教授、内務大臣を務めたこともある国際法学者である。ラーマ 5 世に、国際法と外交の顧問を探すように命じられたヨーロッパ旅行中のダムロン親王が、帰途エジプトに立ち寄ったときに、エジプト法務長官を務めていたローラン＝ジャックマンに会い、総務顧問として招聘したために、タイで総務顧問として働いていた¹³。彼が、ラーマ 5 世に法律家の養成を奏上した時、タイには法律学校は存在せず、また、法律学校を設立するための人材を探すことができなかった。そのため、ラートブリー親王がオックスフォード大学法学部を卒業するまで待たなければならなかった¹⁴。

¹⁰ Orathip Thetsiri, *Kanthukhrongthidinnaipratethai Po So 2444-2475: Sueksachapo Karanimonthonkrungthep*. Withayaniphon Banthitwitthayarai Chulalongkorn Mahawitthayarai 1981 at 58.

¹¹ *Id.*

¹² 村嶋英治『現代アジアの肖像 9 ピブーンー独立タイ王国の立憲革命』（岩波書店、1996年）42頁。

¹³ 石井米雄・吉川利治『日タイ交流六〇〇年史』（講談社、1987年）153-154頁。

¹⁴ IAMPAYUN, *supra* 8 at 158-159.

タイ人で初めて法学士を取得したラートブリー親王は、若干 22 歳にして、司法大臣となり、1897 年に法律学校を創設した。Iamprayun は、法律学校を三期に分けて議論している。

第一期は、半公式な性格を有する時期である。教員は、ラートブリー親王の他、4 人の補助教員がいた¹⁵。授業科目は、刑法、訴訟審理方法、契約、民事侵害、国際法、その他タイ（シャム）法であった。刑法については、インド刑法典、民事侵害については、イギリス法の教科書、国際法については、独自に作成した教科書、その他タイ法については、ラートブリー本といわれる法令集が使用された¹⁶。

法律学校における第 1 回目の試験については、試験科目、試験時間、問題数などが官報で公示されている（ラッタナコーシン暦 116（西暦 1897）年 14 巻 530 頁）。試験科目は、①刑法、②契約、③相続及び民事侵害、④夫婦、奴隷及びその他布告、⑤訴訟審理方法、⑥国際法である。試験委員は、タイ人及びベルギー人で構成されていた¹⁷。受験者 9 人全てが合格し、バリスターの資格が付与された¹⁸。

第二期は、法律学校が公式な性格を有する時期である。

ラーマ 6 世（ワチラウット王。在位 1910～1925）が王位に就いた後、同王は法律学校の地位を向上させ、同学校の活性化を目論んだ。そこで、ラッタナコーシン暦 130（西暦 1911）年 6 月 7 日に公布（官報掲載日は 6 月 11 日）された、「法律学校を司法省法律学校とする布告」により、半公式的であった法律学校が司法省に付属する法律学校となった。そして、司法大臣が同校の責任者となり、直接法律学校の業務を指揮することができるようになった。さらに、国際法の教科書の権利を法律学校に付与した¹⁹。

その後、法律学校の管理は別の機関が担うこととなった。それを担ったのが、法曹協会である。法曹協会は、仏暦 2457（西暦 1915）年 1 月 1 日に設立された。法曹協会の設立の目的は、法学教育の普及と法学を学ぶ学生に訴訟進行におけるスキルを提供することで

¹⁵ ID. at 160

¹⁶ ID.

¹⁷ ID. at 161.

¹⁸ ID.

¹⁹ ID. at 162.

あった²⁰。そして、司法大臣から法律学校の管理権限が委譲され、法曹協会が法律学校の運営、志願者の管理といった事項を取り扱うこととなった²¹。

また、教育内容についても、この時期に大きな変化が訪れた。第一期においては、コモンローの講義が行われていたが、ラッタナコーシン暦 127（西暦 1908）年に刑法典が公布され、タイでは、法典化が進行していた。それゆえ、法原則、運用、解釈面において、成文法体系を無視することができない状況であった。そこで、1916年6月15日に当時の最高裁長官は、フランス人法律家のジョルジュ・パドューの意見に従い、ラーマ6世に対して、法典化された成文法を用いた新しい教育方法を進言した²²。しかし、その教育方法の変更が真に結実するのは、民商法典第1編及び第2編が1923年11月に公布されるまで待たなければならなかった²³。同法典はその後、延期、廃止されて、新たな民商法典が公布されることとなった。旧民商法典は、1925年に公布された新しい民商法典を起草する際に参照されるとともに、法律学校における教育方法の変更においても、大きな役割を果たしており、旧民商法典の意義は非常に大きいと考えられる。今後、旧民商法典が新しい民商法典及び法学教育にどの程度影響を与えたのかを検証する必要がある。

最後は第三期である。これは1932年の人民革命以後の時期である。

1932年の人民革命により、タイは絶対君主制から立憲君主制に移行することとなった。その後、政府は、司法省が責任を有する法律学校での教育は、文明国における大学において行われているものに到達していると確信し、タイにおいても同様に大学で行うべきであると考えた。そこで、1933年4月15日の勅命により、チュラーロンコーン大学に法学部を設置するとともに、その法学部に法律学校を移管することとなった²⁴。この勅命を受けて、チュラーロンコーン大学は法政学部を設置し、その下で法律学校は法律学科として再編された。チュラーロンコーン大学に学部が設置されたことにより、法学教育が高等教育機関の1つである大学で実施されることとなった。これ以降、タイにおける法学教育の中心は、大学が担うこととなった。

²⁰ ID.

²¹ ID.

²² ID.

²³ ID.

²⁴ ID. at 164.

Ⅲ 高等教育機関における法学教育

1 法学教育を実施している大学

タイの高等教育機関における法学教育を語る上で、外すことができない大学がある。それは、チュラーロンコーン大学法学部とタムマサート大学法学部である。

チュラーロンコーン大学は、1917年、タイで最初の大学となった伝統と格式ある大学である。設立当初には法学教育を実施していなかったが、1933年に司法省傘下の法律学校を吸収し、それを基に法政学部を設置した。これまで、法学教育については、後述するタムマサート大学が有名であるが、タイの大学において初めて法学教育が開始されたのは、実はチュラーロンコーン大学においてである。

法学教育のイメージがチュラーロンコーン大学に付かなかった理由は、設置の翌年に法政学部が、新設された法政大学、後のタムマサート大学に移管され、チュラーロンコーン大学における法学教育は一時中止となり、しばらく行われなかったからと考えられる。その後、1951年、政治学部の中に法律学科が創設され、チュラーロンコーン大学での法学教育が再開された。独立の学部として法学部が設立されたのは、1972年である。近年、教育場面での国際化という要請に基づき様々な講義が英語で行われるようになってきている。その流れの中で、チュラーロンコーン大学法学部は、1999年に、英語による国際プログラムを修士課程において開始した。これは、英語のみで行われる授業で法学の修士号が取得できるコースとして、タイ初である。現在は、後述するタムマサート大学法学部とともに、タイにおける法学教育、研究において非常に重要な地位を占めている。

次に、タムマサート大学法学部であるが、上述のように、法律学校を基礎とした法政学部をチュラーロンコーン大学から引き継いでいるため、タイにおいてもっとも長い法学教育の伝統を有している。その後、1949年に学部分割をする際、独立の学部として法学部が設置された。独立学部として法学部が設置されたのは、タイではこの時が初めてである。その後1952年に現在の名称であるタムマサート大学に改められた。法律学校の伝統を引き継ぎ、かつ独立した学部として法学部を初めて設置したため、タムマサート大学内部における法学部の地位は高く、かつ世間一般に対しても知れ渡っている。国際化に関しては、タイで初めての、英語による国際プログラムを学士レベルで提供している。

上記の二つがタイにおける法学教育、研究の中心であるといえるが、他の特徴を有する法学部としてラームカムヘーン大学法学部をあげることができる。ラームカムヘーン大学

は、1971年に高等教育機関の不足を解消するために作られた大学であり、高校卒業資格を有していれば入学できる、オープン・ユニバーシティと呼ばれるものである。学生は講義に出席することも可能であるが、出席できない学生を考慮して、インターネット等による遠隔、通信形式での講義も行われている。大学に向いて講義に出席できない学生を考慮しているため、講義で使用する教科書の作成に力を入れており、非常に充実している。オープン・ユニバーシティの性格上、入学は簡単であるが、卒業することは非常に難しい。そのため、ラームカムヘーン大学を卒業したことに対するタイ社会の評価は非常に高い。

現在は、上記3大学に加えて、多数の大学において法学士を認定する法学教育が実施されている。2016年11月に実施した高等教育水準質管理局への訪問調査で提供された資料によると、2016年11月15日において、103の大学で法学士を授与するカリキュラムが提供されている²⁵。内訳を見ると以下表1のとおりとなる。

表 1

国立大学	国家監督大学	12
	国家直属大学	9
	国家直属大学（ラーチャパット系）	37
私立大学		45
		103

出典：Samnakmatonthanlaekhunnapapudomsueksa に基づき、筆者作成。

上記表において、国家監督大学というのは、日本における独立行政法人大学に相当するものである。予算は国家から配分されるが、予算執行等において自由度が大きい。国家直属大学に分類されるものの中で、ラーチャパット系が多数の学士号取得カリキュラムを提供している。このラーチャパット系政府直属大学とは、教員養成のためのカレッジが、仏暦 2538（西暦 1995）年ラーチャパット・インスティテュート法により、地方の発展のための高等教育機関としての位置づけを付与された（第 7 条）後、仏暦 2547（西暦 2004）年ラーチャパット大学法により、地方の発展のための高等教育機関という性質を有したまま、大学に昇格された（第 7 条）ことによって誕生した。

²⁵ Samnakmatonthanlaekhunnapapudomsueksa,

Sarupcamnuanlaksutthandannitissatthisamnakngankhanakammakanudomsueksarapsapkanheng khwamhengchop/anumatlaksutkhongsathabanlae (Riangtamsangkatlaesathamanudomsueksa)2016.

第1次社会経済開発計画（1961-1966）の中で高等教育の地方への拡大が謳われ、1964年以降相次いでチェンマイ県、コーンケーン県、ソクラー県といった地方にも総合大学が設置された²⁶。これらに続いて地方にも大学が設立されるが、それは地方においても多数の人口を有する都市に限定されたものであった。ところが、このラーチャパット大学は、バンコクにも存在するが、人口規模が小さい県にも設置されており、地方における高等教育を担っている機関といえる。そこで、法学教育が実施されているので、法学教育の全国化、大衆化にとって、ラーチャパット大学が果たした役割は大きいといえる。

また、上記表からは、法学教育が行われている私立大学が45校あることがわかる。1969年以前の高等教育は国家管理の下にあり国立大学のみが存在していたが、1969年に民間単科大学法（Private College Act）が公布され、民間による高等教育機関の設立が可能となった²⁷。しかしながら、同法に基づいた場合、単科大学のみが認可されるだけで、（総合）大学の設置は認められない。その後、1979年に民間高等教育機関法が制定され、民間による（総合）大学開設の道が開かれた。しかしながら、民間の（総合）大学はバンコク首都圏に集中している現状がある。法学教育課程を設置している高等教育機関の状況も同様で、私立大学の内、21校がバンコク首都圏に集中している。この点から見ても、ラーチャパット大学の地方での役割が大きいことが窺える。

2 法学教育における質の保障と共通カリキュラム

近年、教育における質の保証についての議論が日本でも活発になっているが、タイでも同様に同論点が議論されている。タイの教育基本法といえる、仏暦2542（西暦1999）年国家教育法においても、独立した章として、第6章「教育水準及び質の保証」を規定して、この論点について取り扱っている。

この第6章に基づき、「仏暦2552（西暦2009）年国家高等教育における資格枠組に関する教育省布告」（2009年教育省布告）が發布され、高等教育における資格枠組を設定する際における必要な要素を定めている。例えば、資格（学位）、学習成果を測る諸基準、カリ

²⁶ RATTANA LAO, A CRITICAL STUDY OF THAILAND'S HIGHER EDUCATION REFORMS: THE CULTURE OF BORROWING (Routledge, 2515) (Kindle Edition) at 31.

²⁷ ID. at 33.

キュラム、卒業単位、学習時間等である。カリキュラムについては、5年ごとに検討することが求められている（第7条）。

また、質の保証と関連して、教員資格についても詳細が規定されている。高等教育機関における教員は、大きく常勤教員と非常勤教員に分けることができる。常勤教員とは、教育課程が開設されている高等教育機関において、高等教育義務に基づく責務を有し、常時担うところの、専任講師、助教授、准教授及び教授を意味する（「仏暦 2558（西暦 2015）年学士教育課程水準に関する教育省布告第4条1号」。以降同布告は、2015年教育省布告と表記）。同布告施行後における常勤教員の採用においては、高等教育委員会が定める英語能力を有している必要がある（同項2号）。他方、非常勤教員は、常勤教員以外の教員を指す（同条5号）。教員（常勤及び非常勤教員）は、原則として、修士号を有しなければならないが（第10条1項3号）、常勤と非常勤では異なる例外が設けられている。2015年教育省布告は、常勤教員の資格として、修士号と一定の英語能力を求めている。グローバル化下における大学ランキングや世界的な学生確保の視点はタイの大学で重要な視点であることが窺える。

2009年教育省布告は各分野における資格枠組を策定する際に含まれるべき項目を定めている。それゆえ、法学教育に関するものを策定する場合にも同布告に従って策定する必要がある。近年、法学教育の質を保証するとともに、各大学で提供される教育内容を平準化させることを目的に、「仏暦 2561（西暦 2018）年法学士教育の資格枠組に関する教育省布告」（以下2018年教育省布告と表記。）が、2018年11月7日に公布された。各教育分野における資格枠組に関する布告は、2009年のコンピューター・サイエンスに関する布告を嚆矢として、32の資格枠組に関する布告が制定されている。2018年教育省布告に添付されているカリキュラムの詳細な基準の作成においては、タムマサート大学法学部が大きく関与している。

2018年教育省布告は、法学士を付与するカリキュラムを制定する際における最低「水準」を定めていることを宣言し（第1条）、高等教育機関は、この水準に従って、2020教育年度までに、新しいカリキュラムの制定を義務づけている（第3条）。

布告に添付されている詳細な基準の中では、法学の現状、法学教育のあり方などの一般的な記述がされる一方、他方では具体的なカリキュラム構成についても言及されている。各大学にとっては、このカリキュラム構成に従うことが求められる訳であるので、以下でその内容について検討していきたい。

学士号取得のための総単位数は120単位以上となっている。講義形式の授業の場合、15時間以上の履修により、1単位が付与される（2015年教育省布告第7条1号）。タイでは、通常、1コマの授業は3時間行われ、15週で1セメスターを構成するので、この場合では3単位が認められる。

単位取得しなければならない科目群は大きく分けると、一般科目群、専門科目群及び自由選択科目群に分けられる。それぞれ、30単位、84単位及び12単位以上の習得が求められている。これら3つの科目群の中で、法学教育の特徴及び詳細な基準が示されるのは、専門科目群であるので、以下においては専門科目群の詳細について取り扱う。

（1）必修科目群

法学士として認定されるために最も数多くの単位を取得しなければならないのが、この専門科目群であるが、この科目群は、さらに必修科目群と特別科目群に分類される。

必修科目群とは、必須かつ重要な法律に関する知識を取り扱う科目である。分野毎にさらに細分化されており、その下で求められる最低取得単位数は以下の通りである。

①法の一般原則に関する科目	9単位
②民法科目	15単位
③刑法科目	6単位
④公法科目	8単位
⑤商事法及びビジネス法科目	6単位
⑥手続法科目	8単位
⑦国際法科目	5単位
⑧社会変革、共同体開発または科学技術に関する科目	9単位

（2）特別科目群

次に、特別科目群であるが、同科目群は、より高度な知識に関する科目や様々な分野の法律に関する問題を検討する演習など、特定の法律における知識に関する選択科目で構成される。最低取得単位数は12単位である。

上記に見るように、120 単位以上の取得が求められている中で、専門科目群は 84 単位以上と 70%を占めている。さらに、そのうち必修科目群から最低でも 66 単位を取得しなければならない。その結果、必修科目群は全体の 55%を占めるとともに、専門科目群の中でも、78%強を占めている。本布告が発布される以前から、タイでは必修科目が非常に多く、選択科目が少ない状況が存在していたが、それが教育省布告により法定化されてしまった。法学教育の質を保証するとともに、各大学で提供される内容を平準化させることを目的にしているとはいえ、各大学の個性や裁量が許されない状況となっている。

さらに、必須科目群を細分化し、それぞれに最低必要単位数を設けているので、当該科目群の細分化した類型に沿った科目を提供する必要がある。これが全国的に行われてしまうため、開講科目の均質化を招き、当該科目を担当できる教員の争奪が予想される。その場合、地方大学がどのように教員を確保していくのかが、問題となるであろう。質を追求するあまり、求める水準が高くなっており、その結果として、水準を満たさない大学が増加し、せつかく全国に広まった法学教育が縮小する事態が訪れるのではないかと危惧される。

実際、法学には限定されていないが、高等教育局は基準を満たしていない課程について、その大学名等の情報を公表し、改善を求めている。2018 年 1 月 19 日づけの Bangkok Post の報道では、高等教育局が発表したリストからすると、2015、2016 教育年度で審査対象となる 9099 の課程の中で、基準を満たさなかったものが 182 存在した²⁸。そのうち、59 の課程が廃止され、68 の課程が募集停止を行った²⁹。基準に満たない課程があることの原因について、高等教育局は退職等による教員不足を挙げている³⁰。この問題に対して、直ちに補充することは困難であるから、他の大学の教員の一時的な移動を認めて、基準を充足させるのも有効な方策であると、高等教育局長は提言している³¹。

いずれにせよ、基準不充足による廃止等の措置は、後継人材の不足と余裕のない課程運営を表している。このことから、教育内容の平準化を急ぐばかりに、自由裁量の少ないカ

²⁸ Bangkok Post, *Bid to address substandard uni courses: Teachers can move between campuses*, 19 Jan 2018 (<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1398150>) 2018 年 2 月 23 日訪問

²⁹ *Id.*

³⁰ *Id.*

³¹ *Id.*

リキュラムを求めることは、多様な専門性を有した教員による課程設置、運営が困難になるとともに、課程維持に必要な教員を確保するための競争が激化し、条件の悪い大学は教員確保ができず、課程を維持できなくなる可能性が考えられる。

IV おわりに

日本と同時期に開国を果たしたタイは、不平等条約改正のために西洋法に基づく法制度の構築をする事となるが、日本の進展と比較するとその歩みは遅かった。様々な要因が考えられるが、そもそもタイは、隣国のビルマによってアユタヤ朝が攻め滅ぼされたからこそ、現王朝ができたわけであるから、鎖国政策の下、幕藩体制が約300年間続き、国内統治に集中できた日本と単純に比較することはできない。タイが開国後に推進していたことを、日本ではすでに実現していたからである。同じ開国でもスタートラインが違っていたから、時間差が生じるのは仕方のないことである。

欧米列強との間に締結した不平等条約がもたらした保護民問題が、法制度の近代化＝西洋化を推し進めていった。旧来の法制度とは異なる法律を西洋から導入するためには、その法律が理解できる人材を確保することは必須である。それまで王室の子弟に限定されていた西洋法の知識がその他のタイ人も獲得できるようになった。近代化は、教育の大衆化をもたらすものである。

しかし、タイ全土における法学教育の大衆化は、高等教育機関設置地域の拡大を待つ必要があった。タイでは、当初バンコクを中心に大学が設置され、地方に拡大するのは、1960年代以降であった。その後、1971年のラームカムヘーン大学は、多数の学生を受け入れるとともに、通信教育課程を要しているため、法学教育の大衆化は加速した。ただ、通学形式で行う教育の観点からは、ラーチャパット大学の設立を待たなければならなかった。教員養成学校からの転換のため、ラーチャパット大学に対する低い評価が散見されるが、高等教育の拡大、特に法学教育の拡大においては、果たしている役割は非常に大きい。

現在、グローバリゼーションは、様々な揺り戻しがありながらも、世界を席卷している。その影響は、様々な分野に及んでおり、教育分野もその例外ではない。各大学は大学ランキングを気にし、一喜一憂している。英語教育、英語による講義の充足が求められており、タイもその例外ではない。その要請に応じて、英語による授業が提供されることが飛躍的に増加している。また、教育の質の保証といった考えも国際的なトレンドの影響を

受けて進められている。その結果が、教員の資格要件と平準化されたカリキュラムの設定である。この改革の結果はまだ不透明であるが、一抹の不安も存在する。

タイは植民地化のあら波の中で独立を奇跡的に維持することができたが、様々な場面において、外国からの要請、影響を避けて通ることができないのは今も変わらない。それは日本と同様である。しかし、高等教育におけるグローバリゼーションへの対応は、日本と比較して大胆なものである。すでに述べたように不安も感じられるが、高等教育普及の歴史が浅く、海外の大学で学位を取ることが普通であるタイにとっては、グローバリゼーションへの対応で求められる措置を進めていくことは、日本よりも容易なのかも知れない。また、少子高齢化に伴う18歳人口の減少は、日本とタイも同様に深刻な問題となっている。人口減少に対応するため、日本ではリカレント教育の充実による学生確保が叫ばれているが、終身雇用制と年功序列制が未だ残る労働環境の中では、困難さを伴う。しかし、タイでは労働力の流動性が高く、キャリアアップのために大学院で学ぶことが現在でも普通に行われており、この点ではタイの方が先に進んでいる。法学教育を含めた、高等教育の将来は、英語対応とリカレント教育の点で見れば、タイの方が期待できるのではないかと思われる。

〔公開日：2020年3月10日〕

〔補正日：2020年3月31日〕